

公益社団法人東京都臨床検査技師会  
会長 原田 典明 殿

東京都福祉保健局医療政策部長 事務取扱  
福祉保健局理事 矢沢 知子  
(公印省略)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(周知)

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記の件につきまして、厚生労働省医政局長から下記のとおり通知がありましたので  
お知らせいたします。

#### 記

#### 1 送付通知

「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」  
(令和 3 年 7 月 9 日付医政発 0 7 0 9 第 7 号)

#### 2 公布内容(臨床検査技師関係)

- ア 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和 3 年政令第 2 0 2 号。)
- イ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第 1 4 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修(令和 3 年厚生労働省告示第 2 7 4 号)
- ウ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修(令和 3 年厚生労働省告示第 2 7 6 号)

#### 3 概要(臨床検査技師関係)

- (1) 業務範囲の拡大について
- (2) 新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について

#### 4 施行期日

##### (1) 2 のア

令和 3 年 1 0 月 1 日

このため、令和 3 年 1 0 月 1 日以降、臨床検査技師が改正後の規定に基づいて業務を実施できる。

##### (2) 2 のイ及びウ

令和 3 年 7 月 9 日

このため、令和 3 年 1 0 月 1 日より前であっても、臨床検査技師は新たに業務範囲に追加された行為について、厚生労働大臣の指定する研修を受けることができる。

#### 【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当  
鈴木、白井  
電話番号：0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 3 4 (直通)